

(総則)

第1条 甲及び乙は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、図面及び仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この売払い契約を履行しなければならない。

(目的)

第2条 甲は、別紙売払い仕様書に掲げる物品(以下「物品」という。)を乙に売渡し、乙はこれを買受ける。

(代金の納付)

第3条 乙は、甲の発行する納入通知書により契約後、別途定める期日までに代金を甲に支払うものとする。

(所有権の移転)

第4条 売払物品は、現状有姿のままとし、その所有権は、乙が売払代金を納入したとき甲より乙に移るものとする。

(売払物品の引取り等)

第5条 甲は、売払物品の所有権が移転した後、売払物品を引取場所、引取期限において現状有姿のまま乙に引き渡すものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 乙は、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(危険負担)

第7条 売払物品の所有権が、甲から乙に移転したときから売払物品の引渡し前に、甲及び乙双方の責めに帰することのできない理由により発生した物品の亡失、毀損等の損害は全て乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第8条 乙は、引き渡された売払い物品に、種類・品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、契約金額の減免若しくは損害賠償の請求又は本契約の解除をすることができない。

(引取期限の延長)

第9条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により、引取期限までに売払物品の引取りを完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により引取期限の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲と乙とが協議して書面により定める。

(甲の催告による解除権)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約の全部又は一部を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲はその責めを負わないものとする。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微なものであるときは、この限りでない。

(1) 引取期限内に契約を履行しないとき又は引取期限経過後相当の期間内に契約を履行する見込みがないことが明らかであると認められるとき。

(2) 乙が契約の履行について不正な行為をしたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除するときは、契約解除通知によりその旨を乙に通知しなければならない。

(甲の催告によらない解除権)

第11条 甲は、次条及び第13条の規定による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 第6条の規定に違反して権利義務を譲渡したとき。

(2) この契約の全部の履行が不能であることが明らかであるとき。

(3) 乙がこの契約の全部の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその

時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者に権利義務を譲渡したとき。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による契約の解除について準用する。

（談合その他不正行為に係る解除）

第12条 甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲はその責めを負わないものとする。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(5) 乙の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 第10条第2項の規定は、前項の規定による契約の解除について準用する。

（暴力団等排除に係る解除）

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の全部又は一部を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲はその責めを負わないものとする。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人、営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者、支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）に暴力団、暴力団員又は暴力団関係者がいると認められるとき。

(2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) この契約に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約について、その相手方が前各号のいずれかに該当する法人であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(6) 第1号から第4号までのいずれかに該当する法人等を資材又は原材料の購入契約その他の契約(この契約に係るもの以外の契約を含む。)の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(7) 前2号に掲げる場合のほか、法人等の役員等又は使用人が、第1号から第4号までのいずれかに該当する法人であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 第10条第2項の規定は、前項の規定による契約の解除について準用する。

(原状回復)

第14条 乙は、甲が第10条から第13条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに物品を原状に回復して返還しなければならない。

2 甲は、第10条から第13条の規定により解除権を行使したときは、収納済みの代金を乙に返還する。ただし、返還金に利息は付さない。

(甲の損害賠償請求等)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 引渡し期日までに、契約を履行することができないとき。

(2) 第10条、第11条又は第13条の規定により、代金納入後にこの契約が解除されたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、契約の本旨に従った履行をしないとき又は履行が不能であるとき。

2 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、既に代金の納入及び物品の引取りを受けた部分がある場合には、契約金額から当該部分に相当する額を差し引いた金額の10分の1に相当する額を違約金とする。

(1) 第10条、第11条又は第13条の規定により物品の代金納入前にこの契約が解除されたとき。

(2) 物品の代金納入前に乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由により乙の債務について履行不能となったとき。

3 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(第3項の規定により同項各号が第2項第2号に該当するものとみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 甲は、第1項第1号の場合において、引渡し期限経過後相当の期間内に履行する見込みがあると認めたときは、乙に契約金額から履行部分に相当する代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額を請求するものとする。

6 乙は、第2項の規定による違約金を支払う場合は、当該違約金とこれを超える甲に生じた損害を賠償しなければならない。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払)

第16条 乙は、この契約に関して、第12条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も、同様とする。

2 乙は、第12条第1項各号のいずれかに該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。

(1) 第12条第1項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の

規定の適用があるとき。

(2) 第12条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が談合その他不正行為を行っていない旨の誓約書を甲に提出しているとき。

3 乙は、前2項の規定による賠償金を支払う場合は、当該賠償金とこれを超える甲に生じた損害を賠償しなければならない。

(返還金の相殺)

第17条 甲は、第14条第2項の規定により代金を返還する場合において、乙が同条第1項に定める原状回復に代わる賠償又は前条に定める損害賠償として、甲に支払うべき金額があるときは、その返還金をそれらの全部又は一部と相殺するものとする。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第19条 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(疑義の解決)

第20条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、豊田市契約規則の定めるところによるほか、そのつど甲と乙が協議して定めるものとする。